

事 務 連 絡
令和4年3月28日

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るK P I の考え方について（周知）

日頃より、成年後見制度利用促進の体制整備の推進について、ご尽力いただきありがとうございます。

令和4年3月25日に閣議決定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、施策に応じてK P I（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）を定め、各施策の推進に取り組むこととしています。また、このK P Iには、都道府県及び市町村の取組状況をもって目標を設定しているものがあります。

つきましては、K P I達成の確認を行う際の考え方を別添のとおりお示ししますので、都道府県におかれましては、この考え方も踏まえて、管内市町村の体制整備の支援を含め権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに主体的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、併せて、管内市町村に本事務連絡の内容を周知いただきますよう、お願いいたします。

（担当）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 安藤

電話：03-5253-1111（内線2228）

E-mail：seinenkouken@mhlw.go.jp

1 任意後見制度の利用促進に係るK P Iについて

- ・ 令和6年度末までに「全 1,741 市町村」におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知。

Q 1 国は、任意後見制度の周知に係るK P I 達成の判断をどのように行うか。

K P I 達成の判断は、市町村が、任意後見制度の内容を含むリーフレット・ポスターなどを窓口や施設等に備付け・掲出することなどにより、任意後見制度の周知を行っているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

Q 2 Q 1 に関して、リーフレット・ポスターなどは市町村で自主作成しなければならないか。

市町村でリーフレット・ポスターなどを自主作成したかどうかは問わない。

なお、法務省・法務局では、令和3年度に任意後見制度に関するリーフレット・ポスターを作成し、各市町村に順次送付しているところであり、積極的に活用していただきたい。

2 担い手の確保・育成等に係るKPIについて

- ・ 令和6年度末までに「全47都道府県」による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定。
- ・ 令和6年度末までに「全47都道府県」において担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施。

※ 担い手の「育成」とは、養成研修の実施から候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を指す（第二期成年後見制度利用促進基本計画50ページ）。

Q3 国は、担い手の育成の方針策定に係るKPI達成の判断をどのように行うか。
また、育成方針に必要な内容、分量、策定方法に条件があるか。

KPI達成の判断は、都道府県が、担い手の育成方針を策定しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。これに関しては、管内の全ての地域で、予め設定した圏域ごとに、担い手の育成が取り組まれるための方針を端的に示していただければ良いと考える。

例えば、

- ・ A圏域は、市町村が既に育成に取り組んでいるため継続してもらう。
- ・ B圏域は、圏域そのものが大規模市であり、これから当該市に取り組んでもらうための働きかけを行う。
- ・ C圏域は、小規模町村ばかりであるため、都道府県自らで養成研修を実施することを検討する。

などの示し方により、市町村の主体性を尊重しながら、都道府県がどのように圏域全体の担い手育成に取り組んでいくかを示すことが考えられる。

また、分量については、当該地域の担い手の状況など地域の実情に応じて決めていただいて差し支えない。なお、育成方針は、わかりやすく端的に示すことが重要であるため、A4用紙1～2枚程度にまとめることも可能だと考えられる。

なお、育成方針策定は、市町村計画と同様に決まった手順やプロセスはないと考えている。策定の方法の一例としては、都道府県単位の協議会を活用して、専門職団体や家庭裁判所、当事者団体などと意見交換しながら策定することが考えられる。

Q4 国は、担い手の養成研修の実施に係るKPI達成の判断をどのように行うか。
また、都道府県としては、市民後見人養成研修を実施していないが、市町村が実施する市民後見人養成研修に対して補助を実施している。これをもって、担い手の養成研修の実施となるか。

KPI達成の判断は、当該都道府県内のすべての地域で、都道府県又は市町村による市民後見人・法人後見実施団体の養成研修が実施されているかどうかを取組状況調

査で確認した上で行う。その際、都道府県として市町村が実施する事業に対して補助を行うことにより、市町村の取組を促すことは研修の実施に向けた手法の1つとして考えられる。

3 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 令和6年度末までに「全47都道府県」による市町村長申立てに関する研修の実施。
- ・ 令和6年度末までに「全1,741市町村」による成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直し等の検討。

Q5 国は、市町村長申立てに関する研修の実施に係るKPI達成の判断をどのように行うか。
また、研修の実施内容や時間数・日数に条件があるか。

KPI達成の判断は、都道府県が、市町村や中核機関職員向けに市町村長申立てに関する研修を実施しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

内容や時間数などに条件はないが、厚生労働省が現在実施している体制整備研修では、老人福祉法等の規定である「その福祉を図るため特に必要であると認めるとき」の解釈や、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和3年11月26日付け障障発1126第1号、障精発1126第1号、老認発1126第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、同部精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）等について、正しく理解できるような内容・時間数にしていることを参考にさせていただきたい。

なお、具体的な実施方法としては、都道府県で会場を確保して、厚生労働省が実施する研修を管内市町村や中核機関の職員が受けられるように支援することも考えられる。

Q6 国は、成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直し等の検討に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

KPI達成の判断は、市町村が、①広く低所得者を含めること、②本人や親族申立ての場合の申立費用と報酬、③任意後見監督人を含む後見監督人等の報酬について、助成の対象にすることを検討を行ったかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

4 権利擁護支援の行政計画等の策定推進

- ・ 令和6年度末までに「全1,741市町村」による第二期計画を踏まえた計画策定・必要な見直し。

Q7 国は、市町村計画策定・必要な見直し等の検討に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

KPI達成の判断は、第一期計画と同様に、市町村が、市町村計画を策定しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。市町村計画策定に関しては、「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」や成年後見制度利用促進ニュースレターを参考にされたい。

なお、既に計画を策定した市町村においては、次回の更新時に、第二期計画を踏まえた内容を含めた目的と目標を掲げることが望ましい。

- ・ 目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること
- ・ 目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

(参考)

- ・ 市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引きのURL
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html
- ・ 成年後見制度利用促進ニュースレターのURL
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html

5 都道府県の機能強化

- ・ 令和6年度末までに「全47都道府県」による協議会の設置。

Q8 国は、都道府県単位の協議会設置に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

また、現状も、家庭裁判所が実施している家事関係機関連絡協議会に参加しており、メンバーも一致していることから、それをもって協議会の設置としてよいのか。

KPI達成の判断は、都道府県が主体となって協議会を設置しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

また、都道府県単位の協議会設置の必要性や想定される取組は第二期計画に示されており、専門職団体や家庭裁判所が主催する会議や連絡会等に参加することのみでは協議会を設置していることにはならないと考えている。

ただし、これらの会議等と必ず別に開催する必要はなく、同日に時間を分けて開催するなどの工夫が考えられる。

なお、協議会の設置根拠は市町村の協議会と同様に問わない。

6 意思決定支援の浸透

- ・ 令和6年度末までに「全47都道府県」による意思決定支援研修の実施。

Q9 国は、意思決定支援研修の実施に係るKPI達成の判断をどのように行うか。
また、研修の実施内容や時間数・日数に条件はあるか（国のプログラムや養成講師を必ず使わなければいけないのか。）。

KPI達成の判断は、都道府県が、後見人等向けに意思決定支援研修を実施しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

内容や時間数などに条件はないが、厚生労働省が現在実施している意思決定支援研修では、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の考え方を正しく理解できるような内容・時間数にしていることを参考にしていきたい。

なお、「成年後見はやわかり」ポータルサイトに掲載している動画や資料は、自由に利用することができるので、活用されたい。

(参考)

- ・ 「成年後見はやわかり」ポータルサイトのURL
<https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/training/>

7 地域連携ネットワークづくり

- ・ 令和6年度末までに「全 1,741 市町村」による制度や相談窓口の周知。
- ・ 令和6年度末までに「全 1,741 市町村」による中核機関の整備。

Q10 国は、制度や相談窓口の周知に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

KPI達成の判断は、市町村が、成年後見制度や権利擁護支援に関する相談窓口を定めた上で、リーフレット・ポスターを窓口や施設等に備付け・掲出することなどにより、成年後見制度や、これらに関する相談窓口の周知を行っているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

Q11 国は、中核機関の整備に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

KPI達成の判断は、第一期計画と同様に、市町村が、中核機関を整備しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。中核機関の整備に関しては、成年後見制度利用促進ニュースレターを参考にされたい。

(参考)

- ・ 成年後見制度利用促進ニュースレターのURL
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html